

浄化槽設置整備事業にかかる補助制度の見直しを求める意見書の提出について
(国への意見書提出)

環境省が昭和62年から進めている浄化槽設置整備事業は、現在、循環型社会形成推進交付金という形で、事業実施主体である市町村に交付されているが、平成31年1月「循環型社会形成推進交付金の予算は、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の、合併処理浄化槽への転換に重点化していく」との方向性が示され、平成31年4月1日に交付金の要綱が改正された。その結果、汚水処理未普及解消につながらない場合は、補助の対象ではなくなったところである。

しかしながら、本市では、下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域においては、浄化槽による生活排水の処理を行う形で面的整備を推進してきたことから、汚水処理未普及解消につながらない場合であっても、従来本市が負担してきた分については、引き続き交付することを続けてきた。しかし、浄化槽の設置を止む無くとされた市民からの抗議の声は大きく、本市はそれに応えるべく令和5年4月からは、これまで国及び滋賀県が負担してきた補助額を市が交付する扱いとの処置をとったところである。

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」第10条において、「国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」となっている。

また、国が定めた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」においても、基本的な事項として、「下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする」となっている。

よって、国においては、下記事項を確実に実行されるよう強く要望する。

記

汚水処理未普及解消に繋がらない場合であっても、平成30年度まで実施されていた支援を受けられるよう補助金要綱の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀福志郎	殿	}	宛
参議院議長	尾辻 秀久	殿		
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿		
環境大臣	伊藤信太郎	殿		